

日本心臓病学会 2016 年代議員選挙／各地域の選出人数について

定款，施行細則に基づき、選挙で選出する代議員を、2016 年 1 月 31 日の正会員数により東西地域で案分した結果をご報告いたします。

2016 年代議員選挙／東西地域案分数

正会員数 (2016年1月31日時点)	7,248名		選挙代議員180名	
東日本	3,541	48.85%	87.94	88名
西日本	3,707	51.15%	92.06	92名

以上.

2016 年 2 月 1 日

一般社団法人 日本心臓病学会
代表理事 平山 篤志
総務委員会委員長 福田 恵一

[定款]

第 5 条 2 本会の社員は、正会員の中から選出される 180 名ないし 200 名の代議員をもって社員とする。
3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

[施行細則]

第 19 条 代議員は正会員の選挙によって選出される選挙代議員と推薦代議員によって構成される。
2 選挙代議員は、正会員を郵便物送付先として指定されている住所により東日本・西日本の 2 地域に分けて各々選出する。
3 選挙代議員の地域ごとの定数は、選挙年の 1 月 31 日における正会員総数の比例案分した数とし、理事会で定める。ただし、選挙代議員のうち外科、小児科、その他領域に以下の人数を割り振る。

外 科	10 名(東日本 5 名,西日本 5 名)
小児科	4 名(東日本 2 名,西日本 2 名)
その他領域	4 名(東日本 2 名,西日本 2 名)

- 4 東日本地域、西日本地域の分けは以下とする。
[東日本地域]北海道、東北、関東、甲信越
[西日本地域]東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄
5 推薦代議員の選出方法については別途定める。

第 24 条 理事会は選出された選挙代議員の中から 10 名の代議員推薦委員を指名し、代議員推薦委員会を設置する。
2 代議員推薦委員会は、専門性・地域性を考慮して 20 名の推薦代議員を選出し、理事会に報告する。理事会は推薦代議員を確定する。